

【個人評価値】

就労準備支援に係る評価点シート

	区分	属性	内容	備考	点数
就労	A	定着支援	就労開始後の定着支援	委託者が認めた場合に限る。半年間定着したものに限る。	50
		就労 開始	一般就労	新規雇用に限る。1か月間継続したものに限る。	50
			障害者雇用	新規雇用に限る。1か月間継続したものに限る。	50
			就労A型	新規雇用に限る。1か月間継続したものに限る。	50
			就労移行支援事業所の利用	新規利用に限る。1か月間継続したものに限る。	50
準備支援	B	準備支援	公的職業訓練への参加	訓練期間を全て終了した場合に限る。	50
			ハローワークへの相談	新規相談に限る。本人と同行必須。	25
			ボランティア活動への参加 就労体験活動への参加	新規参加に限る。	25
	C	改善幅	改善幅 (支援による状態の変化)	※別紙「就労準備支援事業【改善幅チェックリスト】」を用いて行う。	※
自立支援 (就労への貢献)	D	医療	初診、通院再開、心理検査の実施	精神疾患に関する診察に限る。本人と同行必須。 通院再開に関しては1年以上受診が空いていた場合のみ適用。心理検査※は医療機関での検査に限る。	25
	E	障害福祉	障害年金、障害者手帳、障害ヘルパーの申請等、基幹相談支援センター、地域活動支援センターへの相談、就労B型の利用、病院等のデイケアへの通所	新規申請、新規相談に限る。本人と同行必須。	25
	F	生活福祉	生活保護の申請、債務整理等の相談、弁護士、社労士、社会福祉協議会地域包括支援センター、民生委員への相談	新規申請、新規相談に限る。本人と同行必須。	25
合計（上限は100点）					

※考え方

利用者に対して支援を行った内容の合計点をその利用者の個人評価値とする

A=上限50点 B=上限50点 C=上限50点 D=上限25点 E=上限25点 F=上限25点

A+B+C+D+E+F=評価値(但し1利用者に対しての上限は100点とする)

評価期間

① 新規利用者にあたっては支援開始時点から支援終了時点もしくは年度最終日(3月31日)時点までの期間

② 継続利用者にあたっては年度開始(4月1日)時点から支援終了時点もしくは年度最終日(3月31日)時点までの期間で評価値を採点する。

※心理検査→知能検査、発達検査、パーソナリティ検査、認知機能検査、心理状態等検査等を指す

別途【加点】を裏面に掲載

【加 点】

- ①受注者による地域や関連機関等との連携した活動の中で、新規利用者につながることであった場合に1人あたり25点（上限4人）を加算する。
- ②本事業の趣旨を理解し、就労体験等を行うことができる新たな協力事業所や企業を開拓することができた場合に1か所あたり25点（上限4か所）を加算する。
- ③就労体験等が行えた協力事業所や企業から利用者の利用状況などのフィードバックを受けることができた場合に1か所あたり25点（上限4か所）を加算する。